

**箱根山の噴火を想定した
大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル**



**平成 27 年 3 月
箱 根 町
箱根火山防災協議会**

目 次

はじめに	1
1 目的	2
2 基本方針	2
3 避難の考え方	3
4 想定される事態	3
5 対処の流れ	4
6 具体的な対処の手順	
(1) 箱根山で突発的に噴火が発生した場合	7
(2) 箱根山に気象庁から「火口周辺警報」が発表された場合	9
(3) 箱根山に気象庁から「解説情報」が発表された場合	11
(4) 気象庁からの「火口周辺警報」や「解説情報」の発表が無い中で、 箱根山で異常現象が発生した場合	14
7 具体的な避難誘導の手順	
(1) 一次避難	17
(2) 二次避難	18
8 その他	19

はじめに

平成 26 年 9 月、長野・岐阜県境の御嶽山が突然水蒸気噴火し、山頂付近の登山者等 57 名の貴重な人命が失われました。また、今もなお 6 名の方が行方不明であり、戦後最悪の噴火災害となりました。

あらためて、お亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を表するとともに、行方不明の方々が一刻も早くご家族の元に戻ることができるようお祈り申し上げます。

御嶽山の噴火による火山災害は、風光明媚な景色とはうらはらに火山の持つエネルギーの凄まじさとこれまでの火山防災対策の抱えている多くの課題を私たちに教えてくれました。私たちは、犠牲者の御霊に報いるためにも、この教訓を今後の対策に活かしていかなければなりません。

県内唯一の活火山である箱根山は、国内外から年間 2000 万人もの観光客が訪れる我が国を代表する観光地です。火山の恵みとして良質の温泉をもたらし、訪れる人々の身体と心を癒しています。

箱根山の中心となる大涌谷周辺は、今でももうもうと噴気が立ち上り、火山の息吹を体感できるスポットとして大変人気がありますが、過去に噴火を繰り返した火口域でもあります。観光客の皆様は大涌谷の自然を安心して楽しんでいただくためには、万が一のときの備えを十分にしておく必要があります。

箱根町及び箱根火山防災協議会は、御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、「観光客や住民等の命を守るための対策を最優先とする」ことを基本方針として今後の箱根火山対策に取り組んでいくことを決定しました。その最優先課題に、大涌谷周辺の観光客等の安全対策を掲げ、このたび、本マニュアルを緊急的に取りまとめました。

今後、本マニュアルに沿った避難訓練等を計画的に実施して、マニュアルの実効性を高め、万が一、噴火の兆候が認められた場合に、関係機関が迅速に対処できるよう備えてまいります。

平成 27 年 3 月

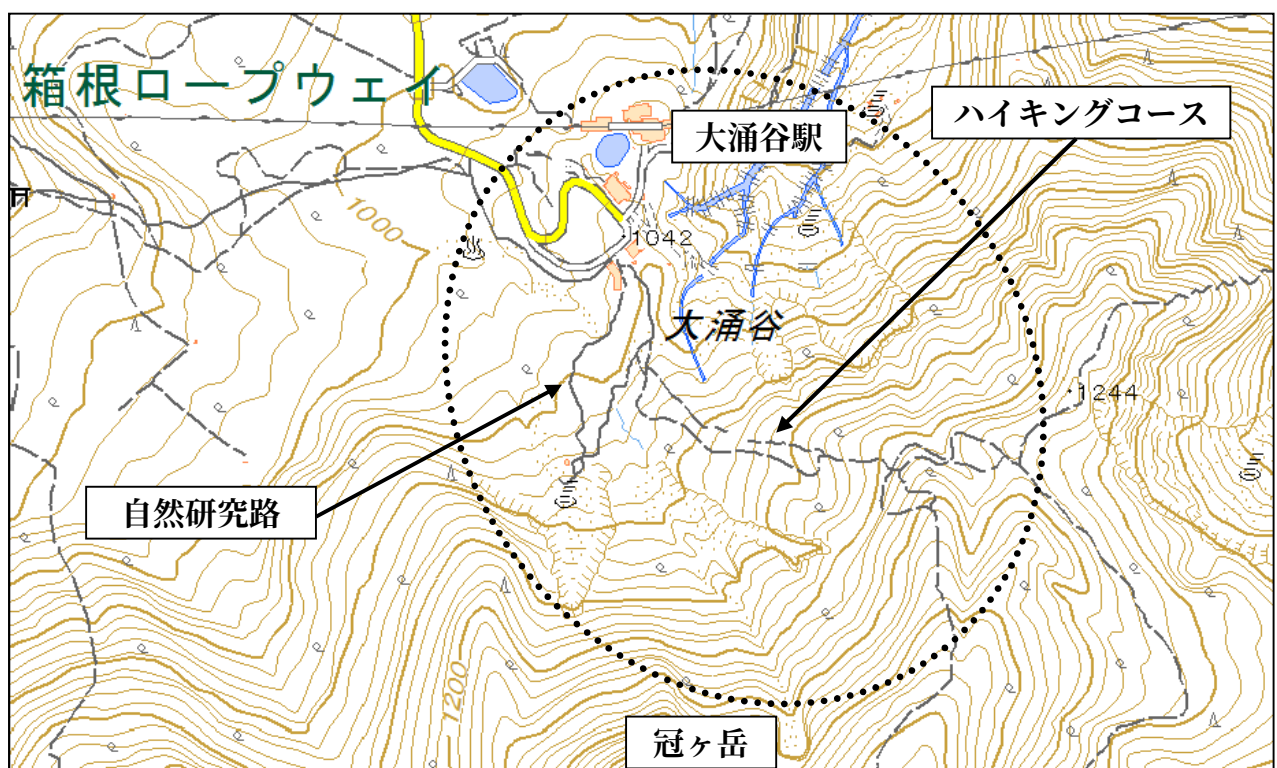
箱 根 町
箱根火山防災協議会

1 目的

本マニュアルは、箱根山で噴火が発生、または発生するおそれがある場合（以下「噴火時等」という。）に、箱根町が箱根火山防災協議会（以下「火山協議会」という。）・大涌谷園地安全対策協議会（以下「園地協議会」という。）等と協力し、大涌谷周辺にいる観光客、登山者、施設の従業員等（以下「観光客等」という。）の命を守ることを目的とする。

なお、箱根山での噴火時等における住民避難等といったその他の対処方法は、別に火山協議会が策定する避難計画で定める。

○ 「大涌谷周辺」の範囲について（円の内側）



（出典：国土地理院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/#16/35.241843/139.020009>））

2 基本方針

- （１） 観光客等の命を守ることを最優先とする。
- （２） 想定外を排除し、あらゆる事態に対処できるようにする。
- （３） 外国人観光客等を考慮し、多言語による情報伝達等に配慮する。
- （４） 箱根町を中心に火山協議会・園地協議会等が連携して対処する。

3 避難の考え方

避難行動に伴う交通事故や雑踏事故を防止するため、避難については「一次避難」及び「二次避難」の二段階避難を原則とする。

自然研究路やその周辺にいる観光客等については、現に噴火が発生しているか否か、また、その噴火箇所にかかわらず、いったん自然研究路周辺の堅牢な施設（以下「周辺施設」という。）に屋内退避させ（一次避難）、その後の状況により、さらに安全な場所に避難させる（二次避難）。

なお、神山、冠ヶ岳等の登山道にいる登山者については、原則として駒ヶ岳方面に避難させるが、駒ヶ岳付近で噴火が発生、または発生するおそれがある場合は、最も安全と考えられる方向へ避難させる。

○ 自然研究路周辺の施設の名称及び収容人数について（1㎡あたり2人で算定）

				
①大涌谷駅 (600 人)	②大涌谷くろたまご館 (1,597 人)	③極楽茶屋 (170 人)	④ゆーらんど (305 人)	⑤公衆便所 (128 人)
収容人数の合計：2,800 人				

4 想定される事態

- (1) 箱根山で突発的に噴火が発生した場合
- (2) 箱根山に気象庁から「火口周辺警報」が発表された場合
- (3) 箱根山に気象庁から「火山の状況に関する解説情報」（以下「解説情報」という。）が発表された場合
- (4) 気象庁からの「火口周辺警報」や「解説情報」の発表が無い中で、箱根山で異常現象が発生した場合

5 対処の流れ

(1) 情報の入手

箱根町は、前項4(1)から(4)にかかる情報を、気象庁、火山協議会及び園地協議会の構成機関等から入手する。

(2) 火山協議会の助言

箱根町は、原則として、火山協議会を開催して助言を求める。ただし、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合には助言を求めない。

(3) 措置の決定と伝達

箱根町は、(2)の助言を踏まえ、次のいずれかの措置の実施を決定し、避難指示及び避難準備情報（以下「避難指示等」という。）の発令の是非を判断する。実施を決定した措置については、火山協議会及び園地協議会の構成機関に伝達する。

① 大涌谷周辺規制（避難指示）【噴火警戒レベル1～3】

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、大涌谷周辺の立入りを規制する。

② 自然研究路等立入規制（避難指示等）【噴火警戒レベル1】

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、自然研究路及び登山道の立入りを規制する。

③ 防災行政無線等による注意喚起（避難準備情報）【噴火警戒レベル1】

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、防災行政無線、エリアメール、広報車等による注意喚起を行う。

④ ホームページ等による注意喚起【噴火警戒レベル1】

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。

(4) 措置の実施

箱根町は、(3)の決定に基づき、措置を実施する。「大涌谷周辺規制」等を行う場合は避難指示や避難準備情報を発令する。なお、避難指示等の伝達については、原則として、日本語と英語で行う。

(5) 避難誘導の実施

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、観光客等の避難誘導を行う。

○ 「想定される事態」と「措置」の関係

	大涌谷周辺 規制 〔噴火警戒 レベル1～3〕	自然研究路等 立入規制 〔噴火警戒 レベル1〕	注意喚起 (防災無線等) 〔噴火警戒 レベル1〕	注意喚起 (ホームページ) 〔噴火警戒 レベル1〕	※ 1
突発的な 噴火の発生	○	—	—	—	—
火口周辺 警報の発表	○	—	—	—	—
解説情報 の発表	○	○	○	○	○
異常現象 の発生	○	○	○	○	○

※1 火山協議会の助言を踏まえて措置を決定する。

○ 「措置」ごとの避難指示等の対象

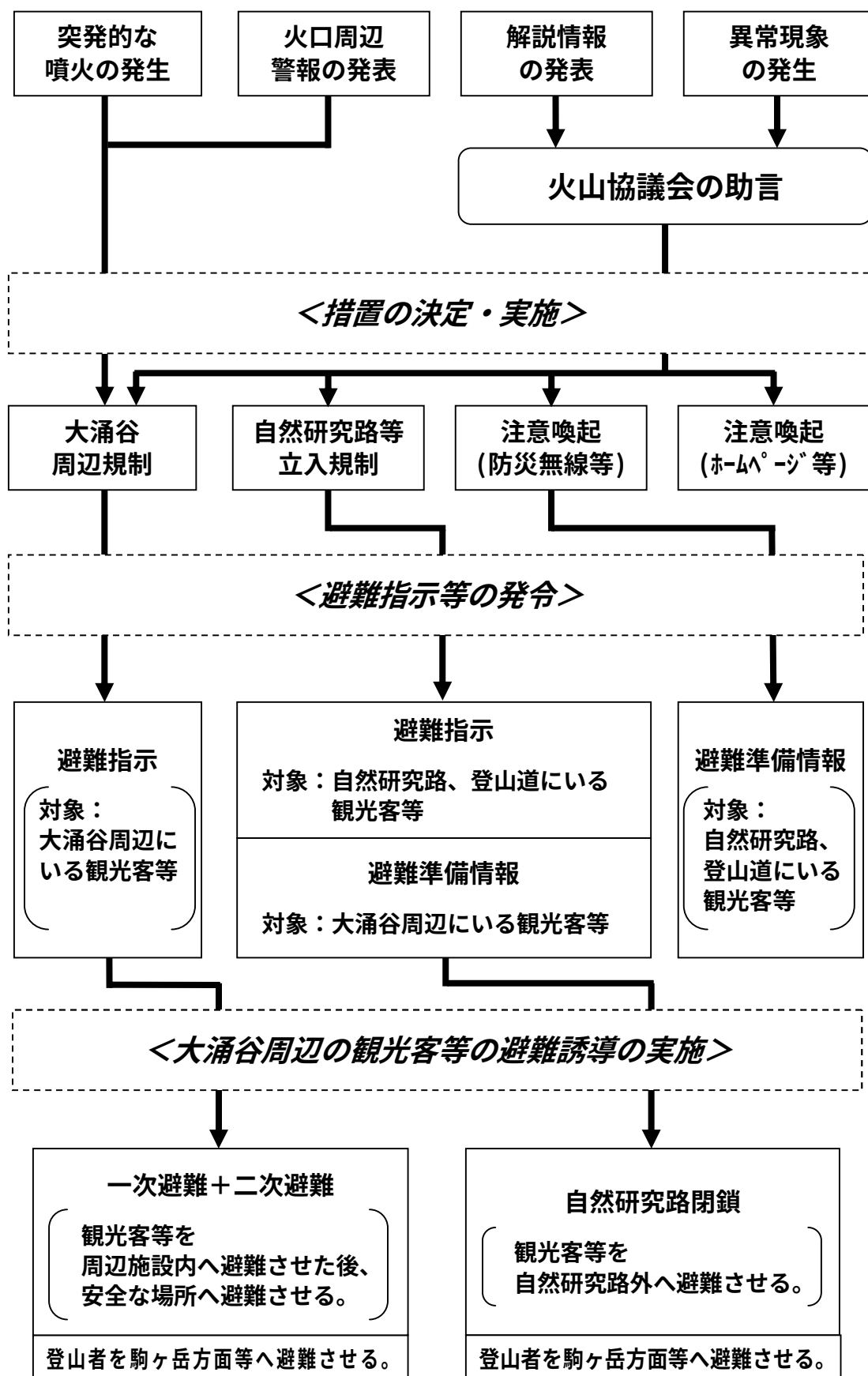
	大涌谷周辺規制	自然研究路等 立入規制	注意喚起 (防災無線等)	注意喚起 (ホームページ等)
避難指示	大涌谷周辺に いる観光客等 (※2)	自然研究路、 登山道にいる 観光客等(※3)	—	—
避難準備情報	—	大涌谷周辺に いる観光客等 (※4)	自然研究路、 登山道にいる 観光客等	—

※2 一次避難及び二次避難の誘導を行う。

※3 避難完了後、自然研究路を封鎖する。

※4 (状況により) 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)の避難誘導を行う。

○ 「想定される事態」と対処の流れの概要



6 具体的な対処の手順

(1) 箱根山で突発的に噴火が発生した場合

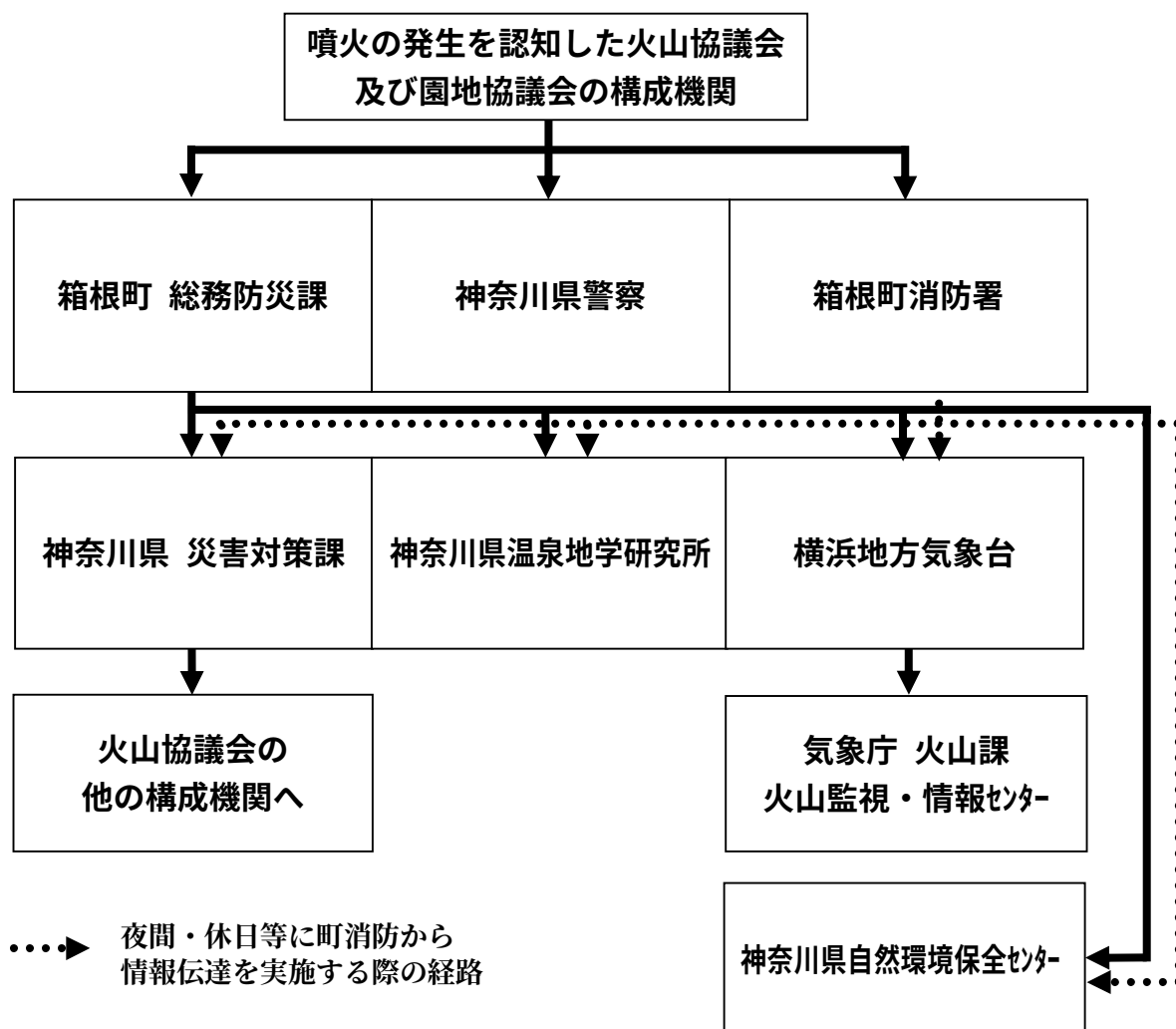
① 情報の入手

火山協議会及び園地協議会の構成機関は、直接、または観光客等や住民からの通報で噴火の発生を認知した場合、電話により箱根町に、110 番通報により神奈川県警察（以下「県警察」という。）に、119 番通報により箱根町消防署（以下「町消防」という。）に、噴火の発生を伝達する。

箱根町は、電話等により神奈川県災害対策課（以下「県災対課」という。）、神奈川県温泉地学研究所（以下「温地研」という。）、横浜地方気象台及び神奈川県自然環境保全センター（以下「自環保C」という。）に噴火の発生を伝達する（ただし、夜間・休日等は町消防から伝達する。）。

県災対課は、電話等により火山協議会の他の構成機関に、横浜地方気象台は、電話等により気象庁火山課火山監視・情報センターに、噴火の発生を伝達する。

○ 情報伝達のフロー図



② 火山協議会の助言

箱根町は、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合であるため、火山協議会の助言を求めない。

③ 措置の決定と伝達

箱根町は、ただちに「大涌谷周辺規制」を実施する。

④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

○ 大涌谷周辺規制

名称	内容
箱根町	・大涌谷周辺規制を実施する。 ・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示の発令を伝達する。 ・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。 ・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。 ・一次避難の誘導を行う。
県警察	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。 ・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
町消防	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
道路管理者	・噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。

(2) 箱根山に気象庁から「火口周辺警報」が発表された場合

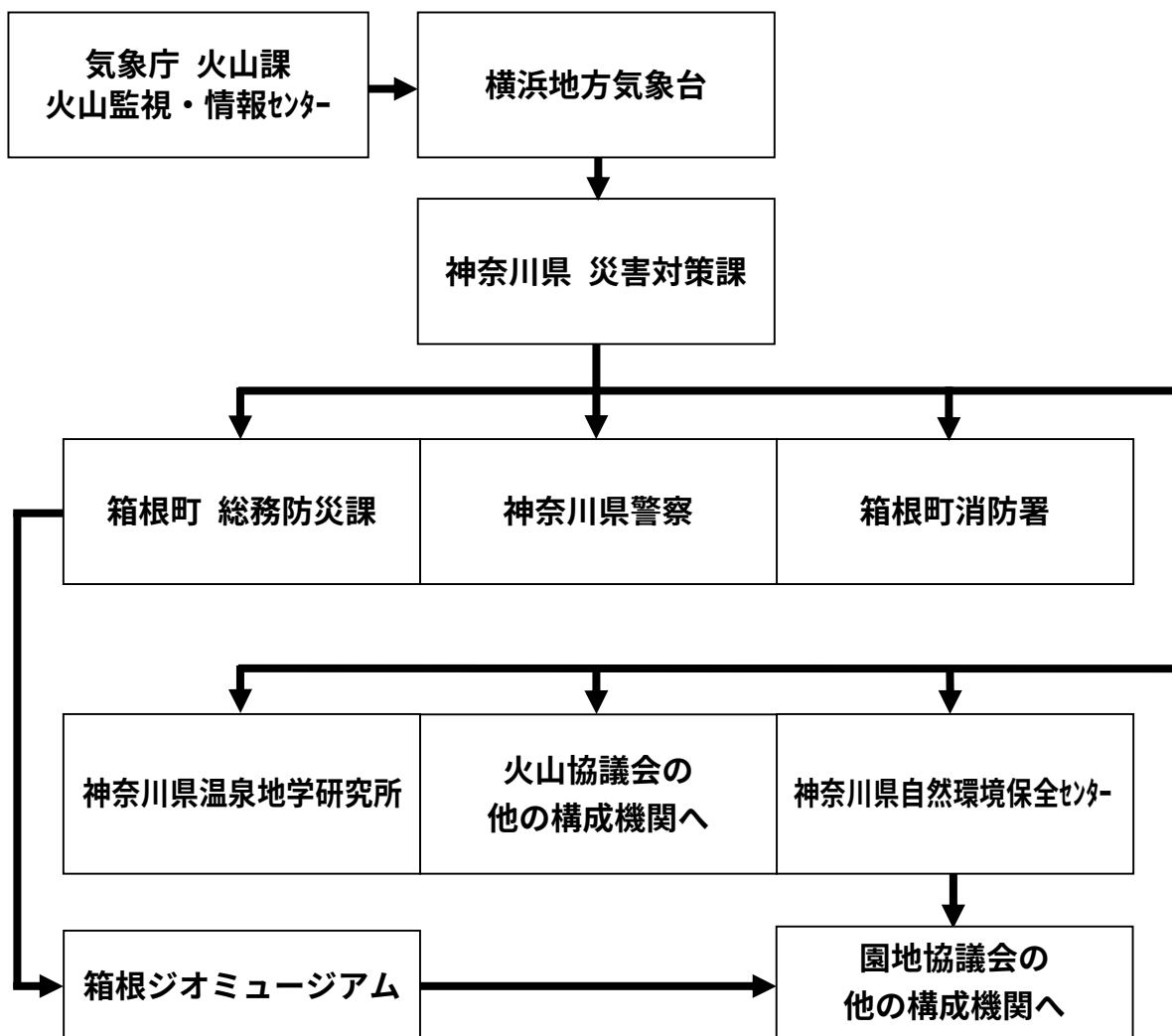
① 情報の入手

気象庁から発表された火口周辺警報は、横浜地方気象台から防災情報提供システムにより県災対課に伝達される。

県災対課は、電話及び神奈川県防災行政通信網（以下「県防災行政通信網」という。）FAXにより箱根町及び温地研に、110番通報により県警察に、電話等により自環保C、町消防及び火山協議会の他の構成機関に、火口周辺警報の発表を伝達する。

箱根町は、電話等により箱根ジオミュージアムに火口周辺警報の発表を伝達し、自環保C及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地協議会の他の構成機関に、火口周辺警報の発表を伝達する。

○ 情報伝達のフロー図



② 火山協議会の助言

箱根町は、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合であるため、火山協議会の助言を求めない。

③ 措置の決定と伝達

箱根町は、ただちに「大涌谷周辺規制」を実施する。

④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

○ 大涌谷周辺規制

名称	内容
箱根町	・大涌谷周辺規制を実施する。 ・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示の発令を伝達する。 ・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・噴火警戒レベルに応じ、県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。 ・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。 ・一次避難の誘導を行う。
県警察	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・噴火警戒レベルに応じ、箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。 ・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
町消防	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
道路管理者	・噴火警戒レベルに応じ、箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。

(3) 箱根山に気象庁から「解説情報」が発表された場合

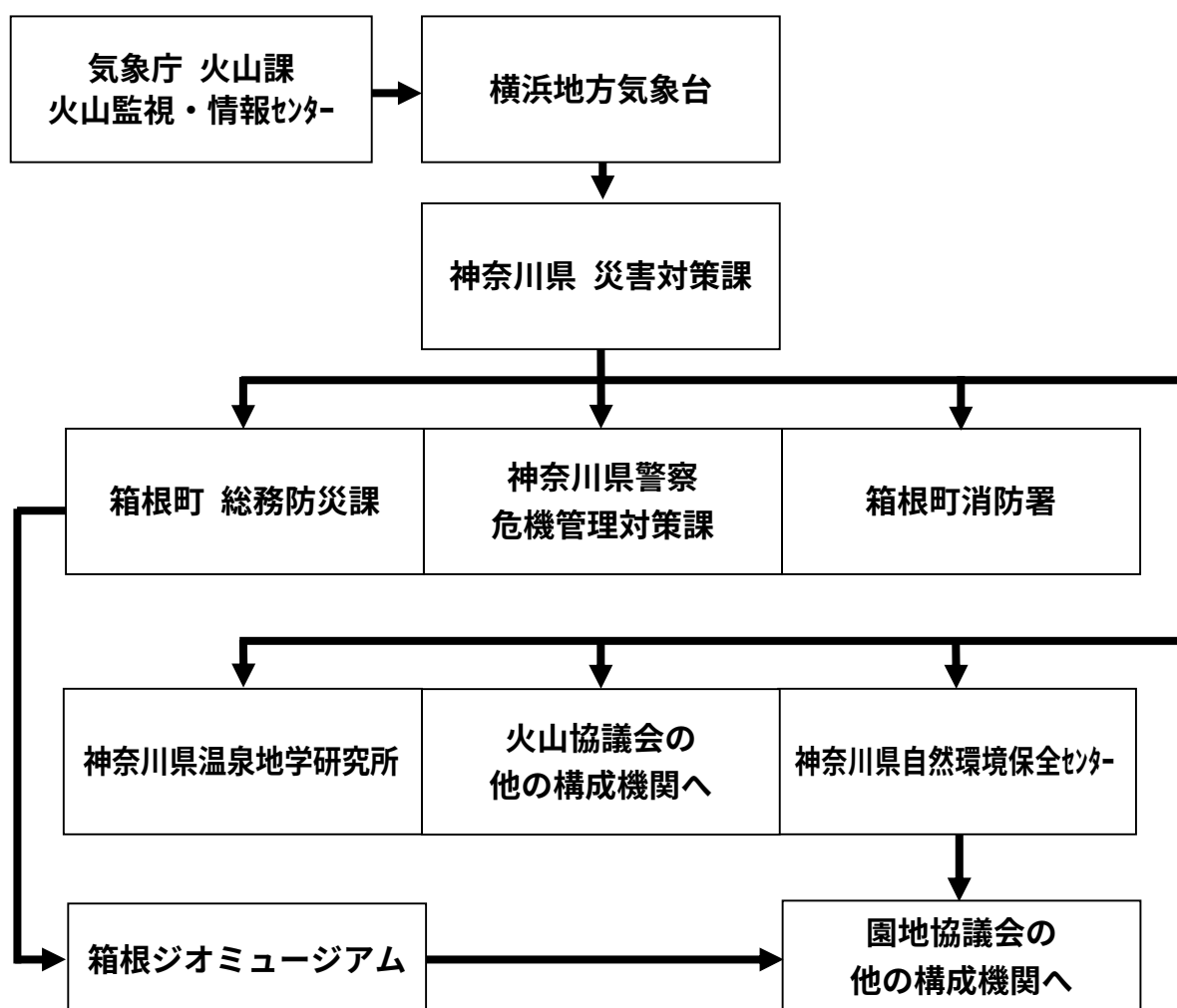
① 情報の入手

気象庁から発表された解説情報は、横浜地方気象台から防災情報提供システムにより県災対課に伝達される。

県災対課は、電話及び県防災行政通信網FAXにより箱根町及び温地研に、電話等により自環保C、県警察危機管理対策課、町消防及び火山協議会の他の構成機関に、解説情報の発表を伝達する。

箱根町は、電話等により箱根ジオミュージアムに解説情報の発表を伝達し、自環保C及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地協議会の他の構成機関に、解説情報の発表を伝達する。

○ 情報伝達のフロー図



② 火山協議会の助言

箱根町は、火山協議会を開催して（緊急性が認められ開催するいとまが無い場合等は同協議会コアグループ会議（以下「コア会議」という。）の開催、またはコア会議の構成機関への連絡による。）助言を求める。

③ 措置の決定と伝達

箱根町は、火山協議会等の助言を踏まえて措置を決定し、電話等により、県災対課、自環保C及び箱根ジオミュージアムに伝達する。

県災対課は、電話等により火山協議会の構成機関に、自環保C及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地協議会の構成機関に、措置の内容を伝達する。

④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

a) 大涌谷周辺規制

名称	内容
箱根町	・大涌谷周辺規制を実施する。 ・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示の発令を伝達する。 ・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・県警察及び道路管理者と協力して、大涌谷への県道分岐点において、交通規制を実施する。 ・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。 ・一次避難の誘導を行う。
県警察	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・箱根町及び道路管理者と協力して、大涌谷への県道分岐点において、交通規制を実施する。 ・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
町消防	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
道路管理者	・箱根町及び県警察と協力して、大涌谷への県道分岐点において、交通規制を実施する。

b) 自然研究路等立入規制

名称	内容
箱根町	・自然研究路等立入規制を実施する。 ・自然研究路、登山道にいる観光客等に避難指示を発令する。 ・大涌谷周辺にいる観光客等に避難準備情報を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示等の発令を伝達する。 ・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・情報収集及び実態把握を行う。 ・（状況により）火山協議会及び園地協議会と協力して、大涌谷周辺にいる要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を安全な場所に避難させる。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示等の発令を伝達する。 ・自然研究路にいる観光客等の避難誘導を行い、避難完了後、自然研究路を封鎖する。
県警察	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示等の発令を伝達する。
町消防	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・車両での広報により、避難指示等の発令を伝達する。

c) 防災行政無線等による注意喚起

名称	内容
箱根町	・自然研究路、登山道にいる観光客等に避難準備情報を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール等により避難準備情報の発令を伝達し、注意喚起を行う。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難準備情報の発令を伝達し、注意喚起を行う。

d) ホームページ等による注意喚起

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。

(4) 気象庁からの「火口周辺警報」や「解説情報」の発表が無い中で、箱根山で異常現象が発生した場合

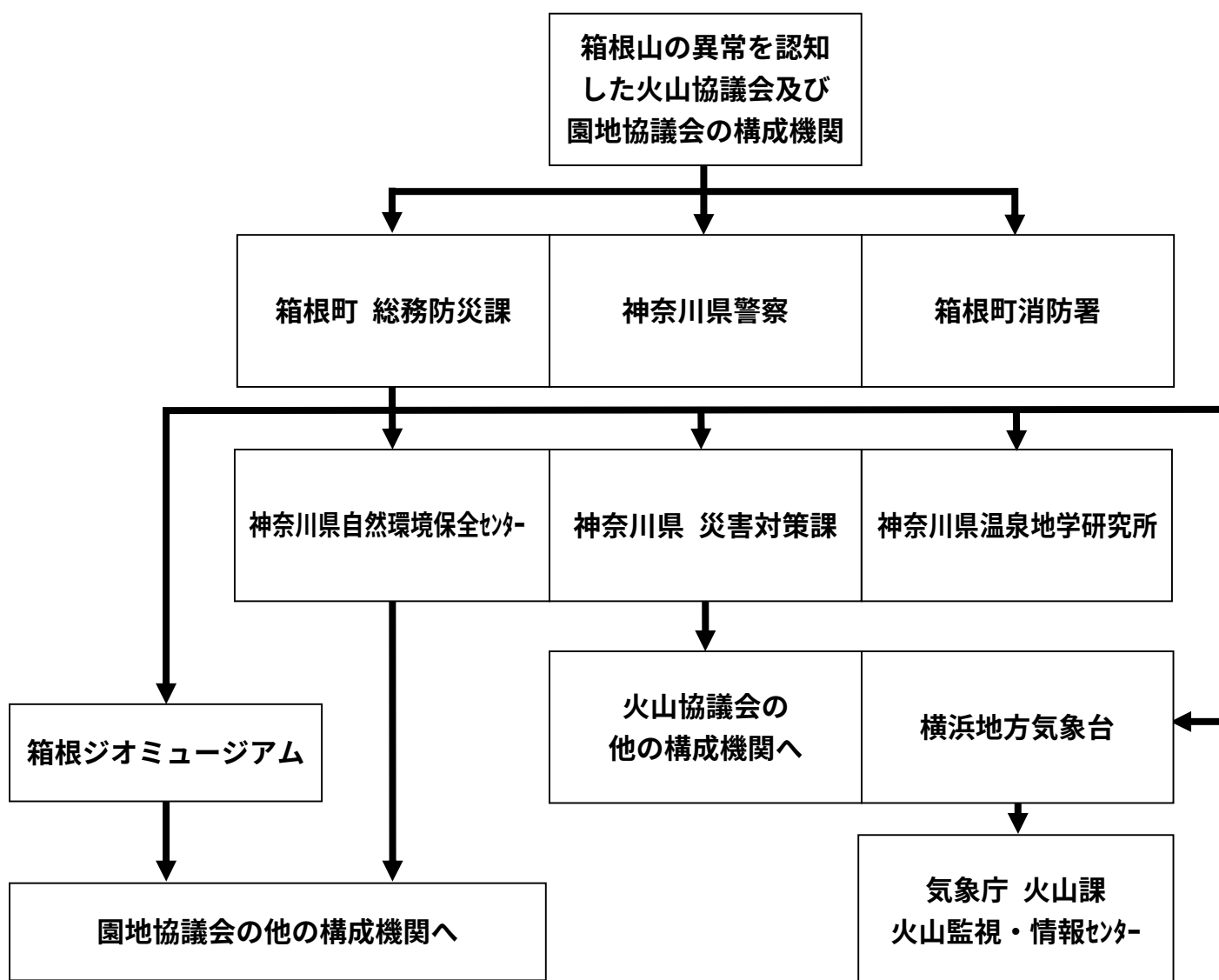
① 情報の入手

火山協議会及び園地協議会の構成機関は、直接、または観光客等や住民からの通報で箱根山の異常現象を認知した場合、電話等により箱根町に、110番通報により県警察に、119番通報により町消防に、当該異常現象の情報を伝達する。

箱根町は、電話により自環保C、箱根ジオミュージアム、県災対課、温地研及び横浜地方気象台に、当該異常現象の情報を伝達する。

自環保C及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地協議会の他の構成機関に、県災対課は、電話等により火山協議会の他の構成機関に、横浜地方気象台は、電話等により気象庁火山課火山監視・情報センターに、当該異常現象の情報を伝達する。

○ 情報伝達のフロー図



② 火山協議会の助言

箱根町は、火山協議会を開催し（緊急性が認められ開催するいとまが無い場合等はコア会議の開催、またはコア会議の構成機関への個別連絡による。）助言を求める。

③ 措置の決定と伝達

箱根町は、火山協議会等の助言を踏まえて措置を決定し、電話等により県災対課、自環保C及び箱根ジオミュージアムに伝達する。

県災対課は、電話等により火山協議会の構成機関に、自環保C及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地協議会の構成機関に、措置の内容を伝達する。

④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

a) 大涌谷周辺規制

名称	内容
箱根町	・大涌谷周辺規制を実施する。 ・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示の発令を伝達する。 ・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・県警察及び道路管理者と協力して、大涌谷への県道分岐点において、交通規制を実施する。 ・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。 ・一次避難の誘導を行う。
県警察	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・箱根町及び道路管理者と協力して、大涌谷への県道分岐点において、交通規制を実施する。 ・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
町消防	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。 ・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。
道路管理者	・箱根町及び県警察と協力して、大涌谷への県道分岐点において、交通規制を実施する。

b) 自然研究路等立入規制

名称	内容
箱根町	・自然研究路等立入規制を実施する。 ・自然研究路、登山道にいる観光客等に避難指示を発令する。 ・大涌谷周辺にいる観光客等に避難準備情報を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示等の発令を伝達する。 ・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・情報収集及び実態把握を行う。 ・（状況により）火山協議会及び園地協議会と協力して、大涌谷周辺にいる要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を安全な場所に避難させる。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示等の発令を伝達する。 ・自然研究路にいる観光客等の避難誘導を行い、避難完了後、自然研究路を封鎖する。
県警察	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示等の発令を伝達する。
町消防	・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。 ・車両での広報により、避難指示等の発令を伝達する。

c) 防災行政無線等による注意喚起

名称	内容
箱根町	・自然研究路、登山道にいる観光客等に避難準備情報を発令する。 ・防災行政無線、エリアメール等により避難準備情報の発令を伝達し、注意喚起を行う。
周辺施設	・各施設の放送設備や従業員等による呼びかけにより、大涌谷周辺の観光客等に避難準備情報の発令を伝達し、注意喚起を行う。

d) ホームページ等による注意喚起

箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。

7 具体的な避難誘導の手順

(1) 一次避難

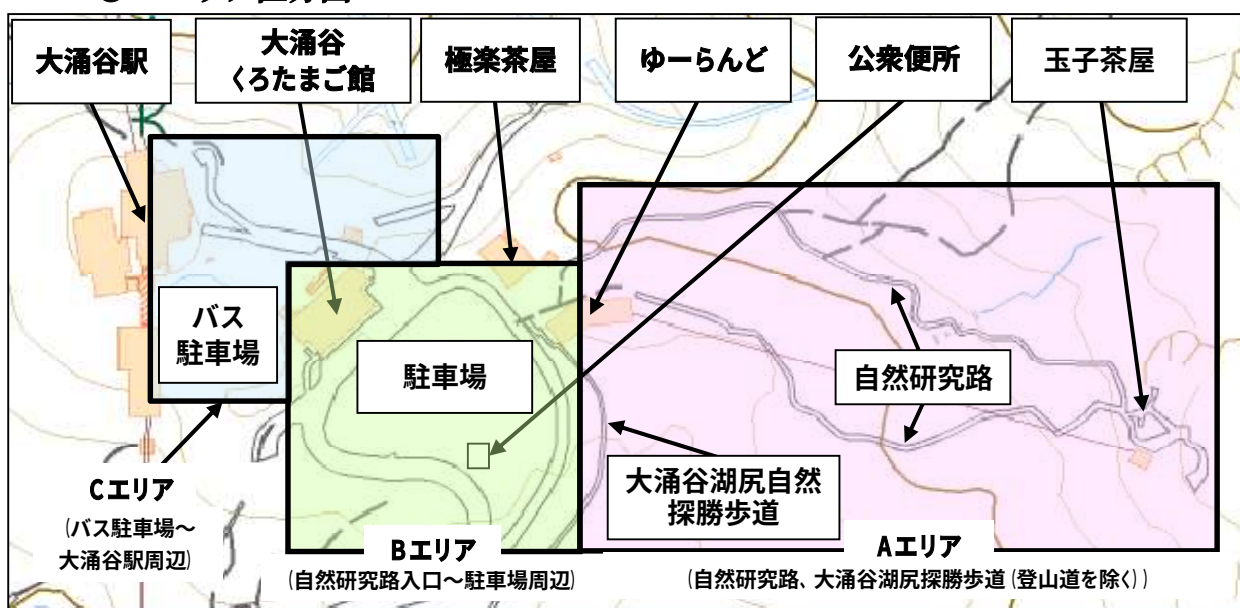
箱根町は、大涌谷周辺規制の決定後、現に噴火が発生しているか否か、また、その噴火箇所に関わらず、周辺施設の従業員等の協力を得て、屋外にいる観光客等を、当面、周辺施設内に避難させるとともに、施設内の観光客等に屋内待機を呼びかける（なお、周辺施設の従業員等は状況を見ながら各施設に避難する。）。

○ 避難誘導者とそれぞれの避難対象者及び誘導先について

避難誘導者	避難対象者	誘導先
・箱根ジオミュージアムの職員（箱根町） ・玉子茶屋、ゆーらんど、大涌谷くろたまご館の従業員（奥箱根観光(株)） ・(有)極楽茶屋の従業員 ・(公財)神奈川県公園協会の職員	Aエリアにいる観光客等 Bエリアにいる観光客等	大涌谷くろたまご館
・(公財)神奈川県公園協会の職員 ・大涌谷駅の従業員（箱根ロープウェイ(株)）	Cエリアにいる観光客等	大涌谷駅
・箱根ジオミュージアムの職員（箱根町） ・玉子茶屋、ゆーらんどの従業員（奥箱根観光(株)） ・(有)極楽茶屋の従業員	Aエリアにいる観光客等のうち、要配慮者に該当する者や避難が間に合わない者	ゆーらんど 極楽茶屋 公衆便所

※ 箱根町、県警察及び（公財）神奈川県公園協会は連携して県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。

○ エリア区分図



(出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#18/35.242278/139.019247>))

(2) 二次避難

箱根町は、一次避難後、火山協議会・園地協議会の協力を得て、情報収集、実態把握及び二次避難の準備を行う。箱根町は、「一次避難者を移動させることに差し支えない状態」となり、かつ「避難誘導の体制が整った段階」で県警察等に依頼して、一次避難した観光客等を大涌谷周辺から 700 m以上離れた安全な場所に避難させる。また、町消防は、救出救助の事案が発生する場合に備え、部隊を事前に出動させる。

なお、災害の状況により、神奈川県は、箱根町の要請または自らの判断により、警察及び消防に広域応援を、自衛隊に災害派遣を要請する。

○ 避難手段とそれぞれの避難対象者と避難方法について

① 降灰等による道路交通への影響が認められない場合

避難手段	避難対象者	避難方法
自家用車 観光バス	左記の手段を利用して大涌谷に来た観光客等	箱根町及び県警察等の誘導や交通整理により、安全な経路で避難させる。
民間バス (箱根町が依頼)	ロープウェイまたは路線バスを利用して大涌谷に来た観光客等	
箱根町・警察車両等	負傷者や要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）	安全な場所にある病院等、所要の施設に優先的に避難させる。

② 降灰等による道路交通への影響が認められる場合（救出救助）

避難手段	避難対象者	避難方法
警察、消防及び自衛隊の特殊車両・ヘリ等	大涌谷周辺にいる観光客等	警察、消防及び自衛隊で調整のうえ、救出を行い、安全な経路で避難させる。
	負傷者や要配慮者	警察、消防及び自衛隊により救出救助し、安全な場所にある病院等、所要の施設に優先的に避難させる。

8 その他

本マニュアルは、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を踏まえ、緊急的に取りまとめたものであり、今後、避難訓練等を実施して、有効性を検討し、必要に応じて見直しを図ることとする。

※ 参考資料

○ 噴火警戒レベルの一覧表（気象庁ホームページより抜粋）

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。	
	又は 噴火警報		レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
	又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 平常		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。